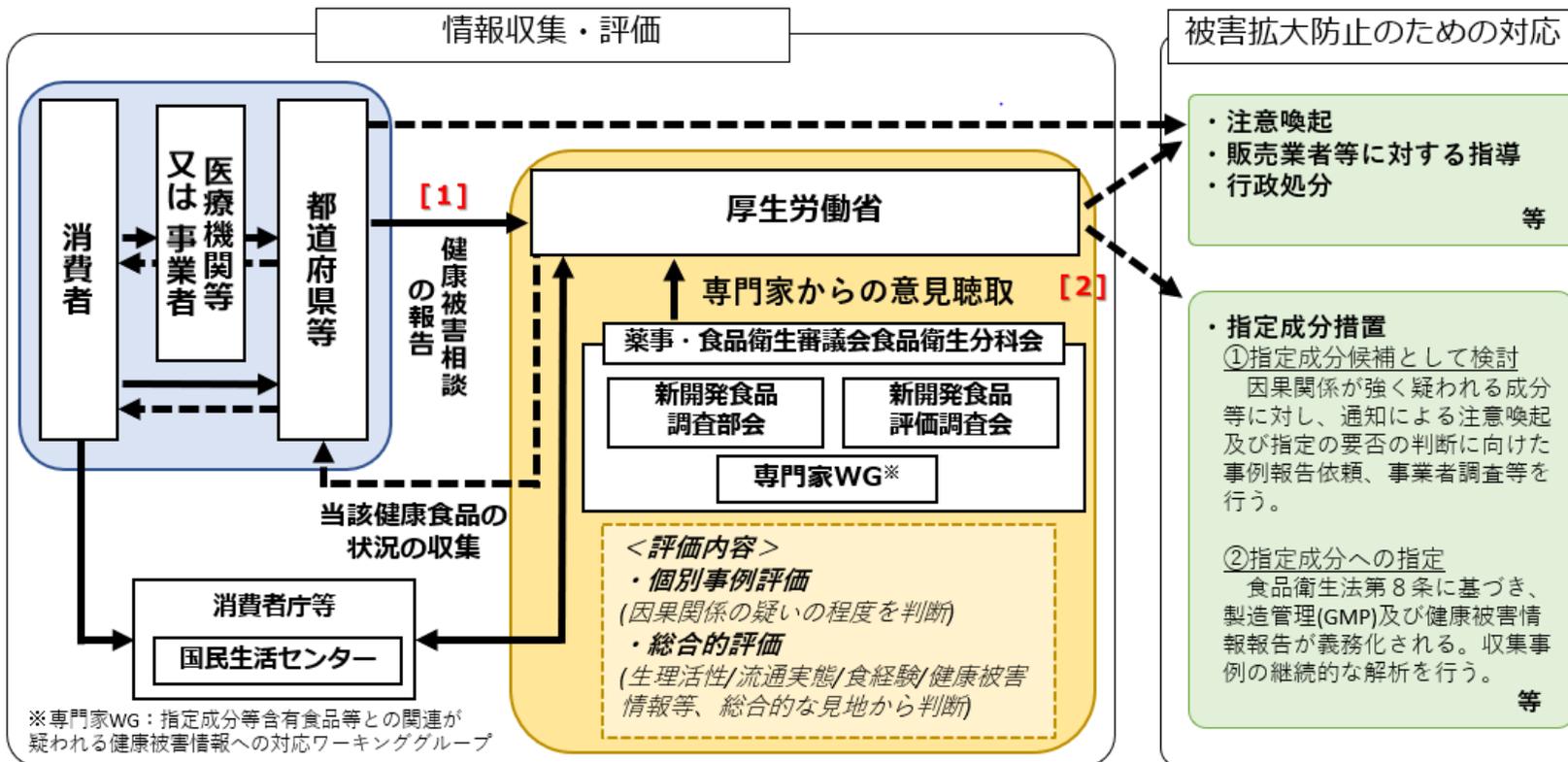


12月15日開催 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会（資料1）より抜粋

指定成分等含有食品以外のいわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領の改正について



<見直しの方向性>

[1]都道府県等から厚生労働省への報告を促進するための対応

- ①消費者から都道府県等への健康被害相談が行われることを目的とした、厚生労働省及び都道府県等による消費者・医療機関等・事業者への周知
- ②都道府県等が厚生労働省へ報告する事例か否かの判断をする際の参考として活用する報告要否確認シートの作成

[2]指定成分を含むいわゆる「健康食品」による健康被害への対応

- ①専門家WGの設置等による健康被害情報の評価等の体制整備
- ②指定成分への指定を検討することを明記
- ③指定成分等含有食品以外のいわゆる「健康食品」との関連が疑われる健康被害受付処理票について、指定成分等含有食品による健康被害情報の報告様式との整合を図る観点からの見直し